

累積投資約款

1. (約款の趣旨)

この約款は、お客さまと株式会社中京銀行（以下「当行」という）との間の、累積投資に関する取り決めです。当行は、この約款にしたがって累積投資契約（以下「契約」という）をお客さまと締結いたします。

2. (申込方法)

- (1)お客さまが所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当行に提出することによって各投資信託の銘柄毎に契約を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り、取引を開始するものとします。ただし、他の銘柄において契約の申込みが既に行われ契約が締結されているときは、新たに買付けする投資信託の、累積投資に関する契約に基づく第1回目の払込金をもって、申し込みが行われたものとします。
- (2)契約が締結されたときに、当行は直ちに累積投資口座を開設します。
- (3)口座を設定した場合には、当行は累積投資口座開設のご案内を遅滞なく送付します。

3. (金銭の払込)

- (1)お客さまは投資信託の買付にあてるため、一定額の金銭（以下「払込金」という）を前記2.(2)の口座に払い込むものとします。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申し込み時に払い込むものとし、第2回目以降は随時払い込むものとします。
- (2)前記払込金は、当該投資信託の目論見書に記載された額とします。

4. (買付時期、価額)

- (1)当行はお客さまから買付の申し込みがあったときは、遅滞なく当該投資信託の目論見書に記載するところにより買付を行います。なお、当該目論見書において申し込み不可とされている日には、買付の申し込みができません。
- (2)前項の買付価額は当該投資信託の目論見書に記載された価額となり、当行の目論見書補完書面に記載された当該投資信託の手数料および消費税等を加えた金額とします。

5. (投資信託受益権の管理)

- (1)この契約によって買付けされた投資信託受益権は、投資信託受益権振替決済口座管理約款の定めに従い、振替口座に記載または記録することにより管理します。
- (2)当行は、当該投資信託の管理に当たり、口座管理料をいただくことがあります。

6. (果実の再投資)

投資信託累積投資によりお客さまが買付けられた投資信託受益権の果実は、お客さまに代わって当行が受領のうえ当該お客さまの口座に繰入れてお預かりし、その全額より税金等を差し引いた金額をもって当該投資信託の目論見書の記載

するところに従い、遅滞なく当該投資信託を買付けます。なお、この場合、買付の手数料は無料とします。

7. (投資信託受益権の換金)

(1)当行は、この契約に基づく投資信託受益権について、お客さまからその換金を請求されたときは、当該投資信託の目論見書の記載するところに従って換金し、その代金から目論見書に記載された当該投資信託の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税、消費税等を差引いたうえでお支払いします。ただし、当該目論見書において請求不可とされている日には、換金の請求ができません。

(2)前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

8. (解約)

(1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

- ①お客さまからの解約の申し出があったとき
- ②当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③この契約にかかる投資信託が償還されたとき
- ④やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(2)この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく振替決済口座で管理中の投資信託受益権を前記7. に準じて換金し、お客さまにお支払いします。

9. (申込事項等の変更)

(1)氏名、住所および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客さまは所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。

(2)前項の届出があったとき、当行は、戸籍謄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

10. (約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

11. (その他)

(1)当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

(2)当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- ①届出印の押印された受領書と引き換えに、この契約に基づく投資信託の解約金をお支払いした場合
- ②印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく投資信託の解約金をお支払いしなかった場合
- ③天変地異その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付もしくは投資信託受益権の換金代金のお支払いが遅延した場合

(3)この約款に別段の定めがない事項については、「投資信託受益権振替決済口座

管理約款」等の関連約款、規定に従うものとします。

以上

2020年4月1日